【 平成30年2月21日(水) 北海道新聞・読売新聞掲載 】

【 平成30年3月 7日(水) 北海道新聞掲載 】



トラックドライバーの労働環境改善 にご理解・ご協力を

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の「待ち時間」、 検品・仕分け等の「無償の附帯業務」が ドライバーの負担となっています

この度、国土交通省では、運送の対価としての運賃及び運送 以外の役務等の対価である「料金」を、トラック運送事業者が 滴正に収受できる環境を整備するため「標準貨物自動車運送 約款」を改正しました。

荷積み・荷制しの際の「待ち時間」や「無償の附帯業務」を解消 するためには、トラック運送事業者自らの努力はもちろんです が、荷主の皆様の計画的な発注などので協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働環境の改善に向けて、是非とも ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

標準貨物自動車運送約款の一部改正

発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、 発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」 及び「取卸し料」と規定することで、料金の内容を明確化。

附帯業務の内容に「**横持ち」「縦持ち」「棚入れ」「ラベル貼り」**及び 「はい作業」が追加になりました。



道民の願い交通安全

公益社団法人北海道トラック協会

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 **☎(011)531-2215** http://www.hta.or.jp

ホームベージもご覧ください